

様式2 基本構想の検証に関する調査のまとめ

資料3

Q 1 三つの「基本理念」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

ア 現状に適合しており、見直す必要はない	38	課	64.4%
イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要	7	課	11.9%
ウ 文言修正が必要である	6	課	10.2%
エ 将来に向けて見直しが必要である	8	課	13.6%
計	59	課	100.0%

Q 2 四つの「基本目標」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

ア 現状に適合しており、見直す必要はない	47	課	79.7%
イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要	5	課	8.5%
ウ 文言修正が必要である	4	課	6.8%
エ 将来に向けて見直しが必要である	3	課	5.1%
計	59	課	100.0%

Q 3 三つの「基本方針」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

ア 現状に適合しており、見直す必要はない。	35	課	59.3%
イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要	12	課	20.3%
ウ 文言修正が必要である	7	課	11.9%
エ 将来に向けて見直しが必要である。	5	課	8.5%
計	59	課	100.0%

Q 4 「施策の基本的方向」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

ア 現状に適合しており、見直す必要はない。	32	課	54.2%
イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要	14	課	23.7%
ウ 文言修正が必要である	11	課	18.6%
エ 将来に向けて見直しが必要である。	2	課	3.4%
計	59	課	100.0%

Q 5 現在の長期計画の三段階構造について、各課の施策を進める上で変更する必要があると考えますか？

ア そのままでよい	50	課	86.2%
イ 変更すべきである	8	課	13.8%
計	58	課	100.0%

Q 6 現在の計画期間と改定時期について、各課の施策を進める上で変更する必要があると考えますか？

ア そのままでよい	50	課	86.2%
イ 期間を短縮すべきである	1	課	1.7%
ウ 期間を長期化すべきである	3	課	5.2%
エ 改定時期を変更すべきである	4	課	6.9%
計	58	課	100.0%

Q 7 基本構想と基本計画の体系について、補助計画との関係を含めて見直しの必要があると考えますか？

ア 現状程度の内容が有効であるのでそのままよい	47	課	79.7%
イ より簡略化・大きくくり化すべきである	12	課	20.3%
ウ より詳細・具体的に記載すべきである	0	課	0.0%
計	59	課	100.0%

※ 最初に○のついている項目は複数課から同様の回答があったもの。

Q1 三つの「基本理念」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

【ア 現状に適合しており、見直す必要はない。】と回答のあった主な理由

○施策を進める上で支障はないと考えるため。
○施策に適合しているため。
○基本理念は、地方公共団体の行政運営における恒久的かつ普遍的な概念であるため。
○見直しの必要はないと考えるが、社会経済状況の変化に応じた時点修正や現状に合う言い回への修正が必要である。
基本的な人権、平和、住民自治は憲法に規定されており、自治体の目標とする理念として適切である。
住民自治は、地方自治の本旨であり、基本理念に相応しいと考えるため。
人間性の尊重という前基本構想の基本理念を発展させ引き継がれてきたものであり、今後も引き継いでゆくべきである。
現行の基本構想及び基本計画を上位計画として補助計画を作成し、基本的な方向性は一致しているため。
教育基本法第2条に掲げる教育目標と合致している。
基本構想を作成した時期と、現在及び将来とで、施策内容に大きな変化がないため。
主体的な地域活動の促進については、更なる高齢化の進展も踏まえて長期的に継続すべきである。
「2環境と共生する」については、環境課題への取り組み方も変化が見受けられるため、見直しの検討をする必要がある。

【イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要】と回答のあった主な理由

○策定から17年が経過し、少子高齢化の進行や人口減少など、現在の区政を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえて、見直すかどうかの検討が必要。
○「住民自治を確立する」については、今後、地域コミュニティ独自の活動や自治体と各種地域団体との連携など、多様化する地方自治のあり方を包括する表現が良いのではないかと感じる。
基本理念としては内容がやや具体的と感じる。

【ウ 文言修正が必要である】と回答のあった主な理由

○実施計画のほか、補助計画の改定において、時代の変化に即した計画の見直しが進められている為、大きく見直す必要はないと考えるが、時代に即した細かい文言の修正が必要。
基本理念は理念としては良いが、国家レベルに近いものであり区民が身近に感じることは難しいので、基礎的自治体に相応しい区民を意識した表現に変更したほうが良い。
基本構想をわかりやすくするため、基本理念の中に方針を取り入れた表現としたらどうか。

【エ 将来に向けて見直しが必要である】と回答のあった主な理由

冒頭の区政を取り巻く状況や行政課題を更新した上で、「基本理念」「基本目標」「基本方針」「施策の基本的方向」という構成自体を見直すべきである。
人権という概念について、単なるジェンダーとしての女性・男性や外国人というだけでなく、あらゆる多様性を受容するダイバーシティの考え方や同性婚への取り組みなど、他区で積極的に取り組まれている状況から当区として「人権」について、どのような姿勢なのかを示していく必要がある。
「基本理念」「基本目標」「基本方針」の3つが、それぞれ複数あり何が目的で何が手段なのか、関係性が非常にわかりにくい。1つの大きな基本理念(例:住み続けたいまち目黒)の下に、現在の基本目標に該当する「〇〇なまち」「××なまち」をぶら下げる単純な構造にした方がわかりやすいと考える。

基本理念に「安全・安心の確保」を追加する。区民ニーズの高い内容を基本理念として堅持していくことが望ましい。これまでの世論調査では「優先的に行ってほしい施策」として防災・防犯対策が常に上位を占めており、阪神淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえ、今後、一定の確率で発生することが予想される震災等への対応を迫られる中、区民とともに「安全・安心の確保」に取り組んでいく区の姿勢を明確に示す必要がある。

「1 人権と平和を尊重する」について

考え方自体は普遍であるが、「子ども」以下を「年齢、障害の有無、性別、国籍などにかかわらず」とするといった記述の工夫は必要ではないか。

「3 住民自治を確立する」について

考え方自体は普遍であるが、社会状況の変化とともに、「主体的な地域活動や積極的な行政参加」の方法は変化していく要素のあることを踏まえる。例えば、「主体的な地域活動や積極的な行政参加を社会状況の変化等に応じながら促進し」といった記述の工夫は必要ではないか。

Q2 四つの「基本目標」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

【ア 現状に適合しており、見直す必要はない。】と回答のあった主な理由

○施策を進める上で支障はないと考えるため。
○施策に適合しているため。
基本目標はあらゆる行政分野に共通する概念であり、具体的な内容を示しているものではないため。
3つの理念を具現化する目標として適切と考えるため。
各基本目標の内容は社会経済状況の変化に応じて、時点修正が必要である。
現行の基本構想及び基本計画を上位計画として補助計画を作成し、基本的な方向性は一致しているため。
4つの基本目標は、教育、地域振興、福祉、環境の自治体が担うべき4つの課題を網羅しているので、現状でよい。
基本構想を作成した時期と、現在及び将来とで、施策内容に大きな変化がないため。
「(4)環境に配慮した安全で快適なまち」は、次世代に引き継ぐ最も重要な目標であり、かつ将来の区民への責任でもあることから、基本目標を見直しの必要はない。
一般的・普遍的な表現で解説されている。地域振興所管からすると、「1 豊かな人間性を育む文化の香り高いまち」の取り組みの方向の中において、単に人権の尊重だけでなく、昨今希薄になりがちであり、社会生活を送る上で最も重要となる「公共心」や「公衆道徳」の向上といった観点の表現を敢えて加えることも考えられる。
支え合いや健康づくりについては、時代に関わらず必要である。
親しみやすく洗練されたフレーズで区民に定着している。福祉分野では、国は「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとし、2020年代初頭の全面展開を目標に掲げているが、この考え方は、現行の「ともに支え合い」の文言に包含されていると考えられるため。
「豊かな人間性をはぐくむ 文化の香り高いまち」は、教育基本法に掲げる教育の目標や基本理念を簡潔に表現しており、今後の教育施策の方向性にも沿っている。

【イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要】と回答のあった主な理由

○基本目標の「ふれあいと活力のあるまち」は施策数が少なく、実施計画にも計上事業がほとんどない。また、基本目標によって、施策数等にかかなりの違いがあることから、こうした点も考慮し、見直すかどうかの検討が必要と考える。
これまでの目標をもとに時代変化も考慮したうえで、見直すかどうかの検討が必要と考える。
基本目標の項目は良いが、各項目の内容において強調する修飾語を検討したほうが、読み手に与えるイメージが変わる。

【ウ 文言修正が必要である】と回答のあった主な理由

○基本理念を見直す必要はないと考えるが、より適切な文言への修正が必要である。
基本理念の見直しに合わせた見直しが必要である。
「基本理念」「基本目標」「基本方針」の3つが、それぞれ複数あり何が目的で何が手段なのか、関係性が非常にわかりにくい。1つの大きな基本理念(例:住み続けたいまち目黒)の下に、現在の基本目標に該当する「○○なまち」「××なまち」をぶら下げる単純な構造にした方がわかりやすいと考える。
基本目標自体を見直す必要はないが、各目標の説明の修正として、区の外国人住民や外国人来訪者が増える中で、多文化共生を推進していくために、外国人との共生という観点から、文言修正が必要である。

Q3 三つの「基本方針」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

【ア 現状に適合しており、見直す必要はない。】と回答のあった主な理由

○施策を進める上で支障はないと考えるため。
○目標達成に向けての手法や手続きに関する方針としてふさわしいものであるため。
基本構想の基本目標はあらゆる行政分野に共通する概念であり、具体的な内容を示しているものではないため。
普遍的なものであり見直しの必要はない。
基本理念・基本目標・基本方針は密接に関っているため見直しの必要はないが、記されている内容は社会経済状況の変化に応じて、時点修正が必要である。
現行の基本構想及び基本計画を上位計画として補助計画を作成し、基本的な方向性は一致しているため。
基本構想を作成した時期と、現在及び将来とで、施策内容に大きな変化がないため。
基本理念(目黒区の将来像)を実現するためには、事業(施策)に取り組む上で必要な方針であり、見直す必要性は考えられない。

【イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要】と回答のあった主な理由

○「(1)区民と行政の協働によるまちづくりの推進」 ・「協働」の概念は、自治体によって捉え方や推進方策が多様といえる。中でも、説明責任を果たす方法や政策策定の住民参画の方法については、多様な議論が想定される。そのため、この表現を別の同概念で置き換えることが可能であれば検討すべきものとする。地域振興所管としては「地域における協働」が基本で、より重要と捉えており、これに軸足を置く方向で検討願いたい。 ・平成18年1月に「協働推進方針」を策定し、取組を進めて来たが、区政において理念としての「協働」の位置づけはあるものの、実際の施策や事業の中での取り組みは、あまり進んでいない印象がある。また、昨年12月には、「コミュニティ施策の今後の進め方」を策定しているが、他区では、新たな概念として「協創」という言葉を基本構想に使う例などもある。本区においても、こうしたことも含めて見直すかどうかの検討が必要と考える。 ・区民と行政の協働については、既に、民間事業者の活力により効果的・効率的な行政運営を行っていることから、こうしたことを踏まえた表現に修正すべきと考える。
○「(2)男女が平等に参画する社会づくりの推進」 ・だれもが人権を尊重され、差別されることのない「共生社会」を目指して、平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことなどから、障害の有無による差別等、あらゆる差別について触れていく必要があるため。 ・LGBTなど多様な性の在り方を認める社会状況の変化を踏まえ、男女に二分した表現は修正すべきものとする。 ・「男女が平等に」という表現は、当然のことであり、それを前提として、さらに、LGBTをはじめとする性的マイノリティも含め共生社会を目指すような方針を設定すべきと考える。
○「(3)基礎的自治体としての行財政能力の充実」 ・「特別区制度改革の実現と地方分権の推進によって拡大した区の権限」とあるが、現行制度になって、15年以上経過しており、表現の変更を検討したほうがよい。 ・基礎的自治体として出発した当時の文章であり、現状を踏まえた見直しの検討を要する。基礎的自治体を「基礎自治体」に文言修正する必要がある。

【ウ 文言修正が必要である】と回答のあった主な理由

大きな見直しは必要はないが、内容は、時代に即した文言の修正は必要かと考える。
基本構想をわかりやすくするため、基本理念の中に方針を取り入れた表現としたらどうか。
「男女が平等に参画する社会づくりの推進」 ・ことさらに性別を記載する必要がなく、LGBTの観点から「誰でも平等に参画する社会づくりの推進」に変更した方がよい。 ・基本理念の1にあるとおり、男女平等だけではなく様々な人権の尊重について盛り込んだ表現のほうが望ましい。

【エ 将来に向けて見直しが必要である】と回答のあった主な理由

「基本目標」「基本方針」「施策の基本的方向」の三段階構造が複雑であるため、対外的によりわかりやすい構造を見直した方が良いのではないか。
全体として、基本方針が必要かどうかの検討が必要である。
方針の全ての項目について、時代変化を考慮して「協働」や「協働参画」など、修正の必要がある。
○「(2)男女が平等に参画する社会づくりの推進」 ・男女平等は時代の要請から遅れており、多様性の受容などの表現が適切である。 ・多様性が進んでいる現在、発展的に改変する必要がある。 ・基本理念の「人権と平和の尊重」を実現するための基本方針であるが、子どもの人権施策や子育て支援を推進する子ども条例の制定(平成17年)、障害者差別解消法(平成25年)等への対応など、男女以外の人権課題への取組、高齢者に対する就職差別、介護者による身体的・心理的虐待などの高齢者の人権問題への対応も課題となる。引き続き、「人権」を基本理念に掲げるのであれば、「人権」に対するより広い視点からの方針設定を検討する必要がある。
○「(3)基礎的自治体としての行財政能力の充実」 ・人口減少と高齢化が進み、歳入面での大幅な増加が期待できない一方、社会保障費が増大していくことが見込まれる中、限られた行政資源を今以上に有効活用していく必要がある。区有施設見直しに代表されるように、これまでの取組の延長線上で効果的・効率的な行政サービスを提供していくのではなく、「時代に合った施策を持続的に展開していくための『ビルド・アンド・スクラップ』の徹底」や「行政が担うべき真に必要な施策に厳選し、戦略的かつ効果的に展開していく」といった区の姿勢を強く打ち出すべく、表現の見直しの検討が必要である。 ・平成12年4月の特別区制度改革から約20年が経過する中、「基礎的自治体」という表現は時代にそぐわない。 ・見直しを検討する必要がある。基礎的自治体ではなく、基礎自治体である。

Q4 「施策の基本的方向」は、各課の施策を進める上で見直しの必要があると考えますか？

【ア 現状に適合しており、見直す必要はない。】と回答のあった主な理由

○施策を進める上で支障はないと考えるため。
○包括的で普遍的な基本的方向となっており、見直す必要性は感じていない。
基本理念・基本目標・基本方針は密接に関っているため見直しの必要はないが、記されている内容は社会経済状況の変化に応じて、時点修正が必要である。
現行の基本構想及び基本計画を上位計画として補助計画を作成し、基本的な方向性は一致しているため。
施策の基本的方向についても、今後の施策を進める上での方向性に合致している。
現在の基本的方向に則った目標実現に向けての取組を継続する必要があるため。
4.環境に配慮した安全で快適なまち(7)環境への負荷の少ない地域社会の形成は、将来にわたって継続して取り組む課題と考えており、施策の体系は見直す必要はない。

【イ 状況の変化があり、見直すかどうかの検討が必要】と回答のあった主な理由

福祉施策については、様々な法改正や制度改正があり、「施策の基本的方向」を考える上で、こうした内容を反映して見直すかどうかの検討は必要であるため。
社会情勢と、それを踏まえた現行の国の施策を考慮すれば分野横断的な「地域共生社会の実現」を体系に組み入れることを検討すべき。先に改定した目黒区保健医療福祉計画及び介護保険事業計画において計画策定の背景としてとらえている。 ただし今般、国の施策はめまぐるしく変わっているため、基本構想に取り入れて時代の変化に耐えられるか否かは、留意点である。敢えて文言として取り入れなくとも、基本目標の「ともに支え合い」等の言葉で説明は可能です。
10年の歳月の経過により社会状況の変化が著しいので、より適切な内容及び文言への修正が必要である。
1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち 地域コミュニティの現状から見て、住民の公共心や公衆道徳といった面が希薄となり、個人主義的な側面が一層強くなっていると考え。こうしたことは将来的に地域と協働しながら様々な施策を進めてきた区政にとって大きな影響を与えかねない。 施策の基本的方向以下の構成や表現をどうするかはあるが、「豊かな人間性を育む 文化の香り高いまち」の基本目標のカテゴリーにおいて、子どもたちを含め区民に対し、「公共心」や「公衆道徳」など公共の場面での振る舞いについて、理解を深めるという施策を検討してはどうか。
1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (2) 生涯学習の推進 (5) 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興 (6) 芸術文化の振興文化・スポーツの区長部局への移管、生涯学習と社会教育の関係など状況に変化がある。
1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (2) 生涯学習の推進 (5) 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興 「(5)社会教育・スポーツレクリエーションの振興」のうち社会教育の部分については、「(2)生涯学習の推進」と重複する部分があるため、施策や文言を整理し、一つに統合できるか検討を要する。
1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (3)地域ぐるみの教育の振興 平成20年に社会教育法が改正され、社会教育行政として行うべき事務に家庭教育に関する情報提供等が追加された。スポーツ・レクリエーションも本来は、社会教育法に基づく教育活動の一環ではあるが、スポーツ基本法の制定や目黒区スポーツ推進計画の策定等により、スポーツ施策の幅も大きく広がっていることから、スポーツを独立させ、施策の基本的方向を『社会教育の振興』に変更する。また、『地域ぐるみの教育の振興』の中の『家庭教育の支援』については、社会教育行政の事務であるため『社会教育の振興』の中の1施策に変更する。

1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (4) 学校教育の振興
平成19年度から特別支援教育が学校教育法によって位置づけられた。文部科学省では、特別支援教育の理念について、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。」また、「特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。」さらに、「共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」としている。
そのため、「特別支援教育の推進」の方向性を「(4)学校教育の振興」の中に追記することが選択肢として考えられる。

1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (5) 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興
平成23年にスポーツ振興法を全面改定したスポーツ基本法が制定され、基本理念や国及び地方公共団体の責務など、社会全体でのスポーツの推進が体系的に整理された。本区では、平成23年度から、スポーツ振興課を教育委員会から区長部局に移行し、他部局とも連携しながら、スポーツ振興はもとより、青少年の健全育成や区民の健康増進を図ってきた。平成27年度には、目黒区スポーツ推進計画を策定し、区民のだれもが、いつでも、いつまでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向け取り組んでいる。スポーツは豊かな人間性をはぐくむもので

2 ふれあいと活力のあるまち
基本目標の見直し理由に同じ「ふれあいと活力のあるまち」は施策数が少なく、実施計画にも計上事業がほとんどない。また、基本目標によって、施策数等にかかなりの違いがあることから、こうした点も考慮し、見直すかどうかの検討が必要と考える。)。
その場合、基本的方向についても見直しが必要と考える。

2 ふれあいと活力のあるまち (1) 豊かなコミュニティの形成
平成18年に総務省から「地域における多文化共生推進プラン」が策定されたことを受け、目黒区でも平成29年3月に「めぐる多文化共生推進ビジョン」が策定されました。現在、海外からの観光客が増え続け、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえると、外国人との共生は区にとって避けては通れない課題と考えられます。よって、施策の方向性としても、今後は一つの項目として捉えていく必要があると考えます。

2 ふれあいと活力のあるまち (3) 産業・観光の振興
産業の振興に加えて、人々の心を豊かにし、まちの活力を高めるため、「目黒区観光ビジョン」に基づき、観光の振興についても施策の方向性として、検討する必要もあろうかと考えます。

2 ふれあいと活力のあるまち (4) 消費生活の向上
施策の基本的方向は「消費生活の向上」のままでよいが、現状と課題や施策については、消費者市民社会の形成促進(平成24年制定「消費者教育法」)、商品・役務を消費者に提供する事業者の安全確保意識の定着・向上、消費者志向経営の促進、SDGs(目標12「つくる責任・つかう責任」など、2015年9月国連サミット採択)などの新しい動きを取り入れる必要があると考える。

3 とともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち (2) 保健医療などの充実
施策の基本的方向、施策数が多く、内容が多岐にわたり、組織改正もある中で事業も枝分かれしているため、検証ができていないのか分からない。
毎年、いくつもの補助計画等により、各所管から調査があり、事業実績・評価を報告しているため。

3 とともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち (3) 地域福祉・地域ケアの推進
目黒区保健医療福祉計画(平成30～34年度)の基本目標1「地域福祉・地域包括ケアの推進」との整合を図るため、施策の基本的方向を「地域福祉・地域包括ケアの推進」とする。

3 ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち (6) 高齢者、障害者などの福祉の充実
 「高齢者、障害者などの福祉の充実」では、高齢者本人へのサービスの充実が主眼となっているが、「8050」「ダブルケア」等の課題を踏まえて、介護する家族を含めた包括的な支援の充実をより明らかにする必要があると思われる。
 地域包括ケアの推進と同様に制度の狭間にいる多様な課題を抱えた人の支援の展開には、個別の支援と支援ネットワーク構築を同時に展開していくことが必要であり、その仕組み作り・基盤整備が求められている。

【ウ 文言修正が必要である】と回答のあった主な理由

他の基本的方向に比べて、施策のレベルが低位なため、具体的な施策の範囲が限定されてしまう。産業の振興に含めたほうが良いのではないか。

国の法改正及び補助計画の改定等に合わせて文言修正等を行う。また、現状に合う言い回しに修正をした方が、分かりやすいものになる。

1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (1) 平和と人権施策の推進
 三つの理念のうち、(1)人権と平和の尊重において、中でも、外国人やLGBTIについては、基本構想策定時から社会情勢など状況が変化しており、その前提や位置付けにおいて、今後訪れることが想定されるダイバーシティ社会に向けた見直しを検討する必要があると考えるため。

1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち (4) 学校教育の振興
 (修正前) 区立学校、区立幼稚園については、
 (修正後) 区立学校、区立幼稚園及びこども園については、

1 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち
 (5) 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興 (6) 芸術文化の振興
 平成23年度から、文化・スポーツ行政は区長に移管され、一体で運営されていることから、「社会教育の振興」と「芸術文化、スポーツ・レクリエーションの振興」に区分した方がよい。

2 ふれあいと活力のあるまち (2) 魅力ある商店街づくり
 他の基本的方向に比べて、施策のレベルが低位なため、具体的な施策の範囲が限定されてしまう。産業の振興に含めたほうが良いのではないか。

3 ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち
 社会情勢と、それを踏まえた現行の国の施策を考慮すれば分野横断的な「地域共生社会の実現」を体系に組み入れることを検討すべきです。先に改定した目黒区保健医療福祉計画及び介護保険事業計画において計画策定の背景としてとらえています。
 ただし今般、国の施策はめまぐるしく変わっているため、基本構想に取り入れて時代の変化に耐えられるか否かは、留意点であると考えられます。敢えて文言として取り入れなくとも、基本目標の「ともに支え合い」等の言葉で説明は可能です。
 また、(3) 地域福祉・地域ケアの推進について、文言の修正としては地域「包括」ケアの推進、とするのが妥当です。こちらが用語として定着しており、方向性を示すものとしてもより適切であると考えられます。
 上記の「地域共生社会の実現」は、介護保険制度上の「地域包括ケア」の拡大・上位概念「的」な考え方です。明確にそうだと書いてはありませんが、高齢者を対象とした地域包括ケアに対して、地域共生社会は対象を選びません。地域共生社会を入れるのであれば、こちらとの整合性も考える必要があります。
 (地域ケア推進課 案)
 ◇タイトル: 地域福祉・地域包括ケアの推進
 ◇説明: 地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく社会の実現に向け、地域生活課題解決のための包括的支援体制を構築するとともに、地域における支え合いの仕組みを確立します。

3 ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち (3) 地域福祉・地域ケアの推進
 精神保健福祉法の改正が見込まれており、精神障害も含めた地域包括ケアシステムの構築が求められているため。

3 ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち (5) 子育て・子育て支援・青少年育成の充実

基本計画には、「子育て」という文言が入っているが、基本構想には入っていないので、子育てという文言を加える。

－子育て・子育て支援・青少年育成の充実－

3 ともに支え合い 健やかに安心して暮らせるまち (5) 子育て・子育て支援・青少年育成の充実

妊娠期、出産・子育て期、青年期に至るまで、様々なニーズに応じた切れ目のない支援

・子育てに不安を抱える妊婦も多いことから、妊娠届出時に相談員が面接を行う「ゆりかごめぐろ」を実施するなど、現在は妊娠期から出産、子育て期にわたって切れ目のない支援を行っている。

・特定妊婦など、妊娠期からの支援が重要である。

【エ 将来に向けて見直しが必要である】と回答のあった主な理由

各項目の分類などが現状に適合しているかについて課内で議論があった。

Q5 現在の長期計画の三段階構造について、各課の施策を進める上で変更する必要があると考えますか？

【ア そのままでよい】と回答のあった主な理由

①	三段階構造はすでに定着しており、必要な場合は補助計画による対応も可能であるため。
②	多くの自治体で採用されている構造であり、これまでも有効に機能している。
③	三段階構造は、将来像、10か年の計画、5か年の計画と段階的な構造になっており、誰もが分かりやすい計画となっているため。
④	「基本計画」は、基本構想を実現するための政策にかかわる長期的な総合計画として、また「実施計画」は、基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として位置づけられ、それぞれが有効に機能している。
⑤	広く、過不足なく、取り組むべき項目が網羅されており、補助計画を改定する中で支障や不都合がなく、変更する必要はない。
⑥	長期計画が三段階構造であってもそうでなくても、それらとの整合性のもとに補助計画を策定するので、構造ではなく内容が重要である。
⑦	基本構想を作成した時期と、現在及び将来とで、施策内容に大きな変化がないため。
⑧	現在の三段階構造のままでよいと考えるが、基本目標や施策の基本的方向を枠組みに、基本計画改定時に、実施計画を改定するという考え方もあるのではないかと。また、基本計画に総合戦略や都市計画マスタープランを統合していくという考え方もあるのではないかと。
⑨	地方自治法の改正により議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務は廃止されているが、区民に対する区政の展望を示すものとして必要であると考えるのであれば、引き続き基本構想を定めることについては妥当性があると考えます。
⑩	基本構想は、その見直しの必要性を判断する検討の節目の時期があればよく、基本計画と一体化して10年スパンで一律的に改定することはないのではないかと。

【イ 変更すべきである】と回答のあった主な理由

	基本構想と基本計画において内容が重複しており、基本計画と実施計画の二段階構造にしたほうが区民や職員も認識しやすいと考える。
	三段構成から二段構成とし簡素化すべきである。①基本構想と基本計画をひとつにする、②基本計画と実施計画をひとつにするなど、時代の変化に対応する計画構成とするべきである。
	10年をスパンとする現行の基本計画では、短期間で変化する社会情勢に的確に対応することができず、陳腐化するおそれがある。基本構想と基本計画を合体し、施策の基本的な方向と簡単な説明にとどめる。具体策は、現行の実施計画に背景や課題を追記した総合的な実施計画や各部署の補助計画に委ねる形態が良い。
	基本構想は区の理念であり必要と考えるが、社会状況や区民ニーズが急速に変化する社会の中では、基本計画を見直すタイミングで必ず再度検証することを明確化する必要がある。
	基本構想の中の「まちづくりの方向」と「基本方針」の位置づけがあいまいで分かりにくいので、「基本理念」、「まちづくりの方向」、「基本方針」を整理し、構造を簡素化する必要がある。
⑥	実施計画については、三段階構造であるといいながら、長期計画を構成する一段になっていないのが現状である。実施計画は必要であろうが、基本構想、基本計画とは切り分けて考えたほうが良いのではないかと。財政計画とも連動しているが、5か年スパンで考えることは無理があり、不正確なものになりうる。
⑦	施設整備を主たる目的とした実施計画は一定の役割を終えたため、基本構想、基本計画、実施計画、行革計画を再編し、施設を対象とした計画から人を対象とした計画に変更していく必要がある。
⑧	実施計画は、現在は主にハード面の財政計画となっているので、行革計画との一体化等も含めてあり方検討するべきである。
⑨	実施計画をなくす。

Q6 現在の計画期間と改定時期について、各課の施策を進める上で変更する必要があると考えますか？

【ア そのままでよい】と回答のあった主な理由

○基本的には現行の期間と時期でよく、社会経済情勢の変化を注視しつつ対応をする必要がある。
○総合計画、長期計画、中期計画というそれぞれの計画の趣旨にしたがって内容がまとめられており、計画期間・改定時期は適切であるため。
○課の施策を進める上で、見直しを要する程度の状況の変更がない。
○施策を進める上で支障はないと考えるため。
○実施計画は中間時(3年目)に改定を行っているため、時代変化に合わせた施策を展開及び修正が可能であり、3年ごとの改定基準は妥当である。
3年ごとにローリングされた実施計画に基づき着実に施策を進められていること、また、改定に係る労力等を考えると、現状の改定時期を変更する必要はない。
計画期間を長くすると時代にそぐわない計画になってしまうこと、計画期間を短くすると改定作業で過度な事務負荷がかかることを考慮すれば、現行の基本計画10年、実施計画3年の改定が適当と考える。
基本構想を具現化する手段として、現行の三段階構造は区民にも説明しやすく分かりやすいため、引き続き活用すべきと考える。
基本計画の計画期間は現在のままでよいが、施策が全体として細かすぎるので、10年の計画期間とした大きさを意識する必要がある。
基本計画、実施計画共に現行の計画期間が定着している。
基本的には現在のままで問題はないが、基本構想の期間に定めがなく、基本計画の改定のたびに検証を行って改定の必要性を判断している現状を考えると検討の余地はある。
毎年度の予算編成とは別に中期的な見通しを持って計画的な財政運営を進めるためには、今後5年間の推計を立て、3年ごとに見直していく現在のやり方が現実的かつ有益であると考えられる。
財政的裏づけ、具体的進行管理を行うことができることが実施計画には必要であり、計画期間は5年であっても3年ごとの実施計画の改定は必要である。
介護保険事業計画の策定は、実施計画の改定3年サイクルと同期したものとなっている。一体性を保つべき保健医療福祉計画の改定サイクルとも同じである。これを崩すことにメリットを見いだせない。介護保険計画は全国同時期の改定であり、それを前提に国の制度変更も行われるので、こちらの時期をずらすことはできない。

【イ 期間を短縮すべきである】と回答のあった主な理由

基本計画は、計画期間10年の中で5年ごとに進捗を把握し、社会経済状況の変化を踏まえて後半の区政運営の方向性を見直す必要がある。
基本構想については、目黒の特徴や魅力を高めていく視点で、10年、20年といった一定期間後の将来像を示したほうが良い。そうすれば、改定時期も自ずから明確になる。

【ウ 期間を長期化すべきである】と回答のあった主な理由

計画に盛り込む内容の細かさによっては計画内容の陳腐化も懸念されるが、計画改定作業に追われ、計画本来の目的が損なわれかねない状況もあることから、計画期間を長期化してもよいのではないかと考える。

【エ 改定時期を変更すべきである】と回答のあった主な理由

基本構想は期間の定めなしのまま、ただし基本計画改定時に見直すことを明確化し、基本計画は計画期間を10年間として5年ごとに改定を検討、実施計画は計画期間を5年間として3年ごとに改定すべきである。

基本構想については、変更の必要はないと思うが、基本計画は、前期と後期に分けて、5年でローリングする必要があるのではないか。また、区長の任期が4年であることを考えると、計画期間を8年とし、4年でローリングするという考え方もある。さらに、現在、実施計画の計画期間は5年であり、3年でローリングしているが、計画期間を3年とするという考え方もあるのではないか。

社会状況の変化や区を取り巻く様々な状況に柔軟に対応していくためには、基本計画の改定時期を10年から短縮することも検討する必要があると考える。

Q7 基本構想と基本計画の体系について、補助計画との関係を含めて見直しの必要があると考えますか？

【ア 現状程度の内容が有効であるのでそのままよい】と回答のあった主な理由

○現在の計画期間と改定時期が支障となって事業等に影響を及ぼすことはないため。
○基本構想と基本計画を踏まえて補助計画を策定しており、おおむね現行の基本構想及び基本計画の体系に則しているため。
基本構想はまちづくりの目標と基本的方向を定め、個別の政策課題や政策内容については基本計画や課題別の補助計画に委ねるべきであり、現在の体系を見直す必要はない。
基本構想と基本計画の体系は、おおむね区行政の全分野をとらえている。また、基本構想・基本計画の実現のため、補助計画において、各分野の具体的な取組を明らかにしている。行政における課題解決のためには、補助計画において時機に即した施策・事業の取り込みと、継続して実施している施策・事業の成果等を踏まえた見直しを3年程度で行うことが必要であり、全体的には、分かりやすい計画体系になっていると考えるため。
補助計画と基本計画の関連性については、齟齬をきたす可能性も10年スパンでは考えられるため、基本計画の今回の見直しで、普遍性を高めた体系にすることも考えられる。しかし、基本構想にまで及ぶかどうかは、基本的には考えにくい。
基本計画と補助計画の関係性の見直しは必要ないが、どの計画も改定の際は、現行計画の総括や実績の確認作業が必要になるため、同じような作業を行っている。基本的には予算編成上の会計科目の区分で総括や実績の確認をし、(緊急財政対策時に行った科目ごとの検証シートを作成し)、これを各計画の体系が紐づけられるようにすると、計画改定時作業がかなり軽減されると思われる。
基本構想と基本計画を区の進むべき方向性として一本化し、実施計画や各補助計画などで進行管理や執行していく方法なども検討してはどうか。
基本計画の改訂時期を短縮すると補助計画の改定に影響があるので、その場合は検討が必要。
基本構想と基本計画の中で大枠としての課題や目標が定められており、補助計画において手段や目標の数値を定め易く、体系を見直す必要はない。
基本構想は、基本計画の前文の位置づけでも良いのでは、ないかと考える。
補助計画の上位計画として基本計画があることにより、補助計画の位置付けが明確化されているため、見直しの必要はない。
三段階構造の長期計画と補助計画という構成が定着している。
基本目標を実現していくために必要な施策の基本的な方向に対する施策数は、現状程度で適当と考える。施策内容については、基本計画改定時に検証を行う。
体系は現状通りでよいが、基本計画改定を10年ごととするならば、過去10年よりも早い社会情勢の進展とかい離が生じないよう、基本計画の施策の記述は簡略化・大きくくり化した方がよい。例えば、P43の施策1は、5項目を掲げているが、内容に重複するものもあるので3項目程度に集約できる。他の項目施策についても同様である。
長期計画の体系と補助計画の関係については、補助計画を着実に実行することで、その成果が出ている。

【イ より簡略化・大きくくり化すべきである】と回答のあった主な理由

○基本計画における第3章の重点プロジェクトにおいて、現状値及び目標値といった数値目標が記載されているが、これらの数値については刻々と変化し得るものであり、基本計画の中ではなく、補助計画において記載するべきと考えるため。
○期間に定めのない基本構想の中で基本計画の施策の基本的方向までを定めず、現代及び将来の社会変動に機動的に対応していくことができるよう大きくくり化したほうが良い。
基本構想・基本計画上の位置付けをより意識化させるとともに、多少の状況変化があっても全体的には影響のないようにするため、より簡略化・大きくくり化をしたほうがよいと考えられる。

<p>補助計画については、法令による義務化・国の要請により、策定しなければならない計画が多くある中、その策定・改定に多くの時間・人材を必要となっているとともに、補助計画の策定内容が形骸化するおそれもある。また、施策の具体化は、実際に補助計画に掲げられている施策についても予算確保が保障されているわけでもないことから、各年度の予算で行っていくこととし、補助計画の内容も簡略化・大くくり化をしたものにしたほうがよいと考えられる。</p>
<p>補助計画と基本計画との関連に齟齬がきたす可能性も10年スパンでは考えられるため、基本計画の今回の見直しで、普遍性を高めた体系にすることも考えられる。</p>
<p>補助計画が増えているため、細かい施策については補助計画との関係を見直し、より簡素化することが必要と感じる。</p>
<p>補助計画がいくつもあり、補助計画は概ね3年ごとの改定をし、その中で毎年、事業の実績・評価を実施しているため。</p>
<p>基本構想・基本計画の内容が細分化されすぎていると思われる。基本構想・基本計画においては、大きなビジョンを示すものとして、「施策の基本的方向」以下は、補助計画のなかで位置づけるかたちでよいと考える。だれにでも分かりやすく、かつ記憶にも残るようなものが望ましいと考える。</p>
<p>10年をスパンとする現行の基本計画では、短期間で変化する社会情勢に的確に対応することができず、陳腐化する恐れがある。基本構想と基本計画を合体し、合体版では施策の基本的な方向と簡単な説明にとどめる形態が良いと考える。</p>
<p>実施計画はなくす。</p>

【ウ より詳細・具体的に記載すべきである】と回答のあった主な理由
回答なし。